

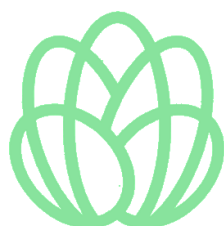
平成30年度置賜広域病院企業団 看護師等修学資金貸与制度のご案内

この制度は、置賜広域病院企業団に助産師又は看護師として勤務を希望される方の修学を支援する制度です。

募集期間	平成29年11月6日(月)～平成30年2月2日(金)
対象者	<ul style="list-style-type: none">平成30年度に助産師又は看護師を養成する施設に入学を予定している方又は在学している方で、卒業後、直ちに置賜広域病院企業団に看護師等として勤務を希望される方。全ての学年で申込が可能です。
貸与予定額	年間60万円以内（月額5万円×12ヶ月）

※詳しくは次ページ以降をご覧ください。

【問合せ先】



置賜広域病院企業団事務局総務企画課職員係

〒992-0601 山形県東置賜郡川西町大字西大塚2000

電話番号 0238-46-5000

E-mail shokuin@okitama-hp.or.jp

URL <http://www.okitama-hp.or.jp>

1 新規貸与希望者

1 申込対象者

下記のどちらも満たしていること。

- ① 平成30年度に助産師又は看護師（以下「看護師等」という。）を養成する施設へ入学を予定している方又は在学している方
- ② 卒業後直ちに置賜広域病院企業団に看護師等として勤務する意思のある方

2 貸与の額等

月額5万円（無利子）

※6月、7月、10月、1月に3ヶ月分を交付します。

3 貸与期間

平成30年4月分から、貸与を受ける者の在学する看護師等養成施設の正規の最短就業年限の終期まで

4 募集定員

40名（現時点で貸与を受けている者を含む）

※定員であり、人数を約束するものではありません。

5 募集期間

平成29年11月6日（月）～平成30年2月2日（金）（必着）

※受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

6 提出書類

(1) 修学資金貸与申込書（様式第1号）

→連帯保証人は山形県内居住の方で民法第450条第1項の要件を具備する方とします。（申請者が未成年の場合は、1人を法定代理人としてください。）

→同一世帯から2名を連帯保証人とすることはできません。

(2) 連帯保証人の印鑑証明書

(3) 家計収入に関する証明書

→申請者の家計において収入がある方の全員分を提出することとし、次のいずれかを提出してください。

ア 発行の日から2ヶ月以内の課税証明書

イ 直近の源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えの写し

ウ 年金額が分かる書類の写し

(4) 直近の成績証明書

→在学している施設（高校を含む）で証明が可能な期間までの証明書で構いません。

→施設（高校を含む）に在学していない方は、最終学歴のもの。

(5) 履歴書（指定のもの）

7 提出先

置賜広域病院企業団事務局総務企画課職員係
〒992-0601 山形県東置賜郡川西町大字西大塚2000番地

- ※ 様式は、公立置賜総合病院ホームページからもダウンロードできます。
- ※ 提出された書類は返却しません。

8 審査及び貸与予定者の決定

書類審査及び面接のうえ、貸与予定者を決定します。

- (1) 面接日 平成30年2月18日(日)午前中
※詳細な時間は後日連絡します。
- (2) 決定時期 平成30年3月下旬に決定し通知します。
※決定後、平成30年度時点で1年生は「在学証明書」を、
2年生以降は「最終学年の成績証明書」を提出いただきます。
※この時点で学業成績の不良その他の理由により、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないと判断された場合は、決定を取り消す場合があります。

2 継続貸与者

平成29年度に修学資金の貸与を受けている者が継続して申込む場合は、次のとおりとします。但し、記載のない事項については、前記と同様とします。

- (1) 募集期間 平成30年4月2日(月)～平成30年4月27日(金)(必着)
- (2) 提出書類 ① 修学資金貸与申込書(様式第1号)
② 前学年の成績証明書
- (3) 審査 書類審査のみ

3 修学資金の返還免除と返還

養成施設を卒業した後、直ちに置賜広域病院企業団の看護師等として勤務し、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間を継続勤務した場合(2年未満の場合は2年勤務)は、修学資金の全額の返済が免除されます。(勤務中は、返済が猶予されます。)

ただし、次のような場合は、一括又は貸与を受けた期間に相当する期間内に、貸与された修学資金を返還していただきます。

- ① 中途退学した場合
- ② 心身の故障、学業成績の不良その他の理由により修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められた場合
- ③ 卒業後、1年以内に看護師等の資格を取得しなかった場合
- ④ 卒業後、別の医療機関等へ就職した場合
- ⑤ 返還免除となる勤務期間の満了前に退職された場合(心身の故障等による場合を除く)

<<< 置賜広域病院企業団看護師修学資金貸与制度Q & A >>>

- Q1 1年生しか貸与を受けられませんか？
A1 学年に関係なく貸与を受けることができます。
なお、貸与を受けることができる期間は、正規の修学期間となります。
【例】 大学（4年制）の3年生で貸与を受ける場合 … 3年生と4年生の2年間
専門学校（3年制）の3年生で貸与を受ける場合… 3年生の1年間
- Q2 県立山辺高等学校は5年間貸与を受けられますか？
A2 1年生～3年生の高校過程は対象外となります。高校卒業後、専攻科の2年間は貸与を受けることができます。
- Q3 次年度も貸与を受けたい場合には手続きが必要ですか？
A3 貸与の決定は年度ごとに行いますので、貸与の申込みが必要となります。（継続貸与）。申込みがなかった場合は、修学資金の貸与を辞退したものと取り扱います。
- Q4 連帯保証人2人を両親とすることはできますか？
A4 できません。
連帯保証人は、独立して生計を営む成年者2人として下さい。ただし、両親の内どちらか1人を連帯保証人とすることは可能です。
- Q5 看護師国家試験に不合格だった場合は直ちに返還しなければなりませんか？
A5 直ちに返還にはなりません。翌年度に実施される看護師国家試験（2回目の受験）に合格して、直ちに置賜広域病院企業団に就職した場合は免除の対象となります。しかしながら、2回目の試験も不合格となった場合は全額返還いただきます。
- Q6 修学資金を借りたほうが置賜広域病院企業団への就職には有利ですか？
A6 修学資金の貸与の有無と採用の可否は無関係です。
修学資金の貸与の決定は置賜広域病院企業団への就職を保証するものではありません。就職には別に実施される看護職員採用試験に合格する必要があります。
置賜広域病院企業団に就職できなかった場合は、全額返還いただきます。
- Q7 看護師等養成施設を卒業した後、置賜広域病院企業団に就職せずに進学した場合は、直ちに返還しなければなりませんか？
A7 返還の義務が生じますが、看護師等としての資質向上に寄与する大学又は大学院に進学し、在学している場合は、正規の修学期間に限って、申請により返還を猶予することができます。
- Q8 看護師等養成施設を卒業した後、置賜広域病院企業団以外の病院等に就職したので返還中です。返還中に置賜広域病院企業団に就職すれば、残額について免除になりますか？
A8 看護師等養成施設を卒業した後、直ちに置賜広域病院企業団の看護師として就職した場合にのみ、返還猶予となりますので、卒業後、別の医療機関等へ就職した後、置賜広域病院企業団に就職しても免除とはならず、全額返還となります。
- Q9 現在返還中ですが、毎月の返還額を少なくしてもらうことは可能ですか？
A9 返還については、貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦により均等方式により返還することとしているので、繰上げ償還を除き、貸与された金額を返還いただきますので、毎月の返還額を少なくすることはできません。万一、毎月の返還が滞った場合は遅延利息が発生するのでご注意ください。